

事務連絡
令和6年3月27日

こども家庭庁成育局保育政策課
保育政策課認可外保育施設担当室 } 御中
成育環境課

国土交通省物流・自動車局旅客課

貸切バスの運賃・料金の更なる見直しに係る周知について（依頼）

貸切バスの運賃・料金については、深刻な運転者不足の解消やさらなる安全への投資に向けた取組を着実に実施できるようにするため、昨年8月に運賃水準の見直しを行ったところですが、今般、より適切な運賃設定を可能とするため、貸切バスの車種区分等の見直しを行ったことに伴い、本年4月1日より、順次新たな運賃・料金が適用されます。

今回の運賃・料金の見直しは、貸切バスを利用する教育現場の利便性向上にも資するものであることから、本見直しについてご理解いただくとともに、全国の認定保育園等に対して周知をお願いいたします。

なお、新たな運賃・料金の適用前までに運送の引受を合意している場合については、契約の締結が適用日以降であっても、従前の運賃・料金による額を適用することができることとするほか、昨年8月に運賃水準の見直しを行ってから短期間での見直しとなることによる利用者への影響を踏まえ、貸切バス事業者の判断において、新たな運賃・料金の届出を行うまでの間は、引き続き従来運賃・料金を適用できるようにする経過措置を設けることとしております。

また、本周知と併せまして、価格面だけでなく、安全面に留意して貸切バスを選定いただけるよう作成した「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」につきましても、改めて周知いただきますようお願いいたします。

ご不明点等ございましたら、最寄りの地方運輸局等にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

※「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」については、以下のURLよりご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000011.html